平成２８年（フ）第１１６６号
京都市上京区大宮通下長者町下る清元町726番地　デトム・ワン西陣聚楽105
債務者　山田　　博
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６７号
京都市上京区今出川通智恵光院西入西北小路町238番地　レヴィア今出川403号室
債務者　山田すみ子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
松江市西津田３丁目１番５－1004号
債務者　田中　利恵
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３１号
長崎県大村市徳泉川内町649番地６　エクリュ徳泉川内Ｃ
債務者　酒井　洋美
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３４０号
沖縄県那覇市字与儀366番地３　城アパートＢ－105
債務者　宮里　　康
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３５１号
沖縄県那覇市字栄原４丁目18番４－901号
宇栄原市営住宅４
債務者　池村　亜希
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３７０号
沖縄県糸満市西崎２丁目５番３－404号　県営西崎団地
債務者　宮城　善光
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３７１号
沖縄県糸満市西崎２丁目５番３－404号　県営西崎団地
債務者　宮城惠美子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３７６号
愛知県刈谷市寺横町２丁目76番地
債務者　中西　達也
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５５号
岐阜市小野６丁目52番地３　（サンライズ84Ｂ　312号室）
債務者　小西　一弘
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３６７号
岐阜県瑞穂市別府2107番地１
債務者　矢嶋　由紀
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２４４号
仙台市泉区北中山４丁目41番地の16　ペネトラーレ北中山Ⅰ－102、従前の住所仙台市宮城野区燕沢東１丁目12番24号
債務者　多田　泰裕
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６６０号
仙台市若林区大和町３丁目13番14号　コーポヤマト104
債務者　黒田　ルミ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６７４号
仙台市宮城野区中野字寺前42番地の３　ファミリエール郡山Ⅰ－105
債務者　青沼　　孝
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６８９号
仙台市青葉区国分町３丁目８番10－703号
債務者　山形　早苗
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７６６号
宮城県塩竈市泉ケ岡２番５号
債務者　内海　洋子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７８２号
仙台市太白区長町８丁目２番24号　伏見コーポⅡＧ＆Ｂ203
債務者　肥後　道裕
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係